UAゼンセン 政策ニュース
NEWS LETTER
No. 166
2026. 11. 12
発行所 ＵＡゼンセン 〒102-8273 東京都千代田区九段南4－8－16 発行人
TEL 03－3288－3710 URL https://www.uazensen.jp/ 原 健 二

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」の改正

～がん検診等の受診勧奨と治療と仕事の両立支援を明確化～

2026年10月19日、厚生労働省は「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」を改正した。THP指針は、労働安全衛生法第69条および第70条の2に基づき、事業者が取り組む健康保持増進措置の基本的な考え方や進め方を示したものである。今回の改正では、高年齢労働者の増加や疾病を抱えながら働く労働者の増加等を踏まえ、従来の生活習慣改善などの一次予防に加え、疾病の早期発見・早期治療につながる「二次予防」が新たに位置付けられた。

また、がん検診等の受診勧奨、治療と仕事の両立支援、自身の保健医療情報（PHR：Personal Health Record）を把握するためのデジタルツールの活用などが盛り込まれ、就業形態を問わず全ての労働者を対象とすることが明確化された。

今回の改正は、単なる健康づくり施策の見直しではなく、「病気になっても安心して働き続けられる職場づくり」を求めるものである。加盟組合においては、検診受診率の向上とあわせて、治療と仕事の両立支援や人手不足下でも安心して休める職場環境の整備を労使で進めることが重要である。

【改正内容】

項目	改正前	改正後
対象者	全ての労働者	就業形態にかかわらず全ての労働者
予防	一次予防が中心	一次予防に加え、健康診断等による早期発見・早期治療を「二次予防」と定義
経営	労働生産性向上の観点から重要	「健康経営」の語が入り、健康保持増進を将来の収益性を高める投資として位置づけ
データ	なし	PHR（生涯の保健医療情報）の把握を労働者に促すことも考えられると追加
基本的考え方	なし	がん、女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患を「がん等」と定義し、二次予防も取り組むことが望ましいと明記
措置の内容	健康指導／その他	健康教育（新設）／健康指導／二次予防に関する取組（新設）／その他
事業場外資源	医療保険者との連携など	地域・職域連携推進協議会の情報活用、小規模事業場での社外の健康支援サービスの利用を追加

以上

【参考資料】

厚生労働省　「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（2026年10月19日施行）

（担当：労働条件局　工藤）